#	事業区分	事業区分	手続区分	手続名	手続概要	電子申請利用	根拠法令
1	(大分類) 貨物自動車運送事業	(中分類) 一般貨物自動車運送事業	経営許可	一般貨物自動車運送事業の許可	- 般貨物自動車運送事業を経営しようとする事業者は、国土交通大臣に許可の申請書を提出しな	開始予定日 ※ 2025年12月1日	貨物自動車運送事業法第3条
1	只心口到于理心于承	2000年年10日初半年10年末	***************************************	2000円が中地心学来が訂り	ければなりません。 一般貨物自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、以下の者に(1)は認可の申請書、	2023412/110	元が一郎中華心学系が対象
					(2) (3) は届出書を提出しなければなりません。 (1) 事業計画の変更 ((2) に該当する場合を除く) をしようとする場合:国土交通大臣に提		(1)貨物自動車運送事業法第9条第1項
2	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業	事業計画の変更等	一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更等認可・届出	出 (2) 国土交通省令で定める事業用自動車に関する事項の変更をする場合(事前届出)。また、	2025年12月1日	(2)貨物自動車運送事業法第9条第3項 (3)貨物自動車運送事業法施行規則第44
				文寺 砂可·田山	軽微な事項の事業計画の変更をした場合:国土交通大臣に提出(遅滞なく事後届出)		条第1項第5号
					(3) 事業者の氏名、名称又は住所に変更があった場合: 当該事業の許可をした国土交通大臣 又は地方連輪局長に提出(遅滞なく事後届出)		
					一般貨物自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に認可の申請書を提出し		
3	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業	運送約款設定·変更	一般貨物自動車運送事業の運送約款の設 定・変更の認可	なければなりません。 (1) 運送約款を定めようとする場合	2025年9月1日	(1)貨物自動車運送事業法第10条第1項 (2)貨物自動車運送事業法第10条第1項
					(2) 運送約款を変更しようとする場合		
					一般貨物自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に認可の申請書を提出しなければなりません。		
					(1) 事業を譲渡し及び譲受けをしようとする場合		
					(2) 法人の合併及び分割(※1)をしようとする場合 (3) 一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人(※2)が被相続人の経営		
4	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業	譲渡譲受·合併·分 割·相続	一般貨物自動車運送事業の譲渡譲受・合 併・分割・相続の認可	していた一般貨物自動車運送事業を引き続き経営しようとする場合(被相続人の死亡後60日以内 に提出)	2025年12月1日	(1)貨物自動車運送事業法第30条第1項 (2)貨物自動車運送事業法第30条第2項
			1000	DI JOHN THOUSING	※1 一般貨物自動車運送事業者たる法人と一般貨物自動車運送事業を経営しない法人が合併		(3)貨物自動車運送事業法第31条第1項
					する場合において一般貨物自動車運送事業者たる法人が存続するとき又は一般貨物自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般貨物自動車運送事業を承継させないときを除く		
					※2 相続人が2人以上ある場合においてその協議により当該一般貨物自動車運送事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者		
					一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、以下		
					の者に届出書を提出しなければなりません。		(1)貨物自動車運送事業法第32条
5	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業		貨物自動車運送事業の休止、廃止及び再	(1) 一般貨物自動車運送事業者が、事業を休止し、又は廃止しようとする場合、国土交通大臣 に提出(その30日前までに事前届出)	2025年12月1日	(2) 貨物自動車運送事業法第35条第6項
		特定貨物自動車運送事業	の再開	開届出(一般貨物、特定貨物)	(2) 特定貨物自動車運送事業者が、その事業を、休止し、又は廃止しようとする場合、国土交通 大臣に提出(その30日前までに事前届出)		(3)貨物自動車運送事業法施行規則第44 条第1項第3号
					(3) 休止していた一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を再開した場合、休止の届出を受理した運輸監理部長又は運輸支局長に提出(遅滞なく事後届出)		
6	貨物自動車運送事業	貨物軽自動車運送事業	経営届出	貨物軽自動車運送事業の経営の届出	貨物軽自動車運送事業を経営しようとする事業者は、国土交通大臣に国土交通省令で定める事項を記載した届出書を提出しなければなりません(事前届出)。	2025年9月1日	貨物自動車運送事業法第36条第1項
					貨物軽自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に届出書を提出しなければな		
			事業計画の変更、譲渡譲受・合併・分割・	貨物軽自動車運送事業届出事項等変更届	りません。 (1) 事業計画の変更をしようとする場合(事前届出)		(1)貨物自動車運送事業法第36条第1項 (2)貨物自動車運送事業法第36条第3項
7	貨物自動車運送事業	貨物軽自動車運送事業	相続、廃止、事業者の死亡		(2) 事業を廃止し、事業の全部を譲渡し、又は分割により事業の全部を承継させた場合(遅滞な 〈事後届出)	2025年9月1日	(3)貨物自動車運送事業法第36条第4項 (4)貨物自動車運送事業法第36条第5項
			0%L		(3) 法人が合併により消滅した場合 (その30日以内に事後届出) (4) 貨物軽自動車運送事業者が死亡した場合 (その30日以内に事後届出)		(4) 貝物日劉平庄心尹朱/広地30朱地3項
8	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業	運輸開始	貨物自動車運送事業者 運輸開始前・運輸	一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者は、運輸を開始した場合、当該事 業の許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長に届出書を提出しなければなりません (選滞なく事	2025年12月1日	貨物自動車運送事業法施行規則第44条第1
Ľ	N IN LIBOT MED TO	特定貨物自動車運送事業		開始届(一般貨物、特定貨物)	後届出)。 一般貨物自動車運送事業者は、譲渡し及び譲受け又は法人の合併若しくは分割が終了した場合、	2023+12/110	項第1号
9	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業	譲渡譲受·合併·分 割·相続	一般貨物自動車運送事業の譲渡譲受・合 併・分割の終了届出	当該事項の認可をした国土交通大臣又は地方運輸局長に届出書を提出しなければなりません(遅 滞なく事後届出)。	2025年12月1日	貨物自動車運送事業法施行規則第44条第1 項第2号
					- 一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者は、		
					運賃及び料金を定め又は変更した場合は、以下の者に、届出書を提出しなければなりません(その 30日以内に事後届出)。		
		And the late of the late of the late			(1) 国土交通大臣への提出が必要な一般貨物自動車運送事業者(※):国土交通大臣に 提出		
10	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業 特定貨物自動車運送事業	運賃料金設定·変更	貨物自動車運送事業者の運賃及び料金の 届出(一般貨物、特定貨物、貨物軽)	(2) 一般貨物自動車運送事業 ((1) を除く) 及び特定貨物自動車運送事業:所轄地方運輸局長に提出	2025年9月1日	貨物自動車運送事業報告規則第2条の2
		貨物軽自動車運送事業			(3) 貨物軽自動車運送事業:その主たる事務所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸 支局長に提出		
					※ 特別積合せ貨物運送に係る運賃及び料金であって、届出に係る運行系統が2以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その起点から終点までの距離の合計(運行系統が重複する部分		
					に係る距離を除く。)が100キロメートル以上である場合		
					一般貨物自動車運送事業者 (※) 及び特定貨物自動車運送事業者 (※) は、以下に該当する		
					場合は、国土交通大臣に届出書を提出しなければなりません。 (1) 一般貨物自動車運送事業者が、安全管理規程を設定した場合(遅滞なく事後届出)		(1)貨物自動車運送事業法第14条第1項
11	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業 特定貨物自動車運送事業	安全管理規程設定· 変更	貨物自動車運送事業の安全管理規程の設 定変更届(一般貨物、特定貨物)	(2) 一般貨物自動車運送事業者が、安全管理規程を変更した場合(遅滞なく事後届出) (3) 特定貨物自動車運送事業者が、安全管理規程を設定した場合(遅滞なく事後届出)	2025年9月1日	(2)貨物自動車運送事業法第14条第1項 (3)貨物自動車運送事業法第35条第6項
					(4) 特定貨物自動車運送事業者が、安全管理規程を変更した場合(遅滞なく事後届出)		(4)貨物自動車運送事業法第35条第6項
					※ 事業用自動車(被けん引車を除く)が200両以上の事業者は必須		
				distributed to the second second	一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、国土 交通大臣に許可の申請書を提出しなければなりません。		
12	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業 特定貨物自動車運送事業	管理の受委託	貨物自動車運送事業の輸送の安全に関する 業務の管理の受委託の許可(一般貨物、特	(1) 一般貨物自動車運送事業者が、事業用自動車の運行の管理や、その他輸送の安全に関する業務の管理の委託及び受託を行おうとする場合	2025年12月1日	(1)貨物自動車運送事業法第29条第1項 (2)貨物自動車運送事業法第35条第6項
				定貨物)	(2) 特定貨物自動車運送事業者が、事業用自動車の運行の管理や、その他輸送の安全に関する業務の管理の委託及び受託を行お込する場合		The second secon
					○業務の日建い安む及び支むと引のとする場合一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、国土		
		一般貨物自動車運送事業	安全統括管理者選	貨物自動車運送事業の安全統括管理者の	交通大臣に届出書を提出しなければなりません。 (1) 一般貨物自動車運送事業者が、安全統括管理者を選任し、又は解任した場合(遅滞なく		(1)貨物自動車運送事業法第14条第5項
13	貨物自動車運送事業	特定貨物自動車運送事業	任·解任	選任又は解任の届出 (一般貨物、特定貨物)	事後届出) (2) 特定貨物自動車運送事業者が、安全統括管理者を遂任し、又は解任した場合(遅滞なく	2025年9月1日	(2) 貨物自動車運送事業法第35条第6項
		and the later of t		deal of the second	事後届出)		
14	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業 特定貨物自動車運送事業	自家用有償運送許 可	の輸送対策としての自家用有償運送の許可		2025年12月1日	-
-	diction at a second	貨物軽自動車運送事業		(一般貨物、特定貨物、貨物軽) 一般貨物自動車運送事業者の引越シーズン	局長に許可の申請書を提出しなければなりません。 一般資物自動車運送事業者は、特に引越輸送が集中すると考えられる3月15日から4月15日まで	2025/645 = : =	
15	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業	レンタカー使用	におけるレンタカー使用の認可・届出	の間に、引越輸送にレンタカーを使用しようとする場合、所轄運輸支局長に届出書を提出しなければなりません(事前届出)。	2025年12月1日	Manual regional relation is the sales are
16	旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事 業 一般袋四線客自動車運送事	事業許可	一般乗合旅客自動車運送事業の許可	一般乗合旅客自動車運送事業を経営しようとする事業者は、国土交通大臣に許可の申請書を提出 しなければおりません。 の合わせなな自動車運送事業を経営したよう工事業業と、国土交通大臣に対するの申請書を提出	2025年9月1日	道路運送法第4条第1項
17	旅客自動車運送事業	一般貸切旅客自動車運送事業 一般乗用旅客自動車運送事	事業許可	一般貸切旅客自動車運送事業の許可 - 企業用放客自動車運送事業 (注 1.42)	一般質切旅客自動車運送事業を経営しようとする事業者は、国土交通大臣に許可の申請書を提出 しなければ終りません。 の毎年時空の動車運送事業(2回対象送事業程)を用しなわた。お除く)を経営したよう主事業	2025年12月1日	道路運送法第4条第1項
18	旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事 業 一般乗用旅客自動車運送事	事業許可	一般乗用旅客自動車運送事業(法人タク シー)の許可	一般乗用旅客自動車運送事業 (福祉輸送事業限定、個人タウシーを除く) を経営しようとする事業 者は、国土交通大臣に許可の申請書を提出しなければなりません。 の毎年単文の申請事連送をは、個人など、1を経営しないオスキは、国土交通大臣に対する。	2025年12月1日	道路運送法第4条第1項
19	旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事 業 一般乗用旅客自動車運送事	事業許可	一般乗用旅客自動車運送事業(個人タク シー)の許可 - ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一般乗用旅客自動車運送事業 (個人タグシー) を経営しようとする者は、国土交通大臣に許可の 申請書を提出しなければなりません。 ●毎毎年後々自動車運送事業 (四社会送事業団中) たばやり トラレオス事業者(人 田土文庫土	2025年12月1日	道路運送法第4条第1項
20	旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事 業	事業許可	一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送 事業限定)の許可	一般乗用旅客自動車運送事業 (福祉輸送事業限定) を経営しようとする事業者は、国土交通大 臣に許可の申請書を提出しなければかません。	2025年12月1日	道路運送法第4条第1項
21	旅客自動車運送事業	一般貸切旅客自動車運送事 業	事業許可	一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更 新	一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、その期間の経過により効力が失われないようにするためには、5年ごとにその更新の申請書を国土交通大臣に提出しなければなりません。	2025年12月1日	道路運送法第8条第1項
					一般乗合旅客自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に(1)は認可の申 禁業 (2)(3)(4)け原出業を提出しおければかりません。		
					請書、(2)(3)(4)は届出書を提出しなければなりません。 (1)旅客の運賃及び料金の上限を定める場合、または変更する場合(※)		
					(2) 認可を受けた連携等の上限の範囲内で連携等を定める場合、または変更する場合(事前届出)		(1) 道路運送法第9条第1項
22	旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事 業	変更、理貝科 並設	一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料		2025年12月1日	(2) 道路運送法第9条第3項
		*	定·変更	金の設定・変更の認可・届出	び料金 (※) を定め又は変更する場合 (事前届出) (4) 旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を		(3) 道路運送法第9条第4項 (4) 道路運送法第9条第6項
					設定・変更する場合 (定期観光運送、長距離急行運送等の場合は事前提出、その他の場合はその 7日前までに事前届出)		
					※ 旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く		
<u> </u>	ļ	ļ					

23	旅客自動車運送事業	一般貸切旅客自動車運送事	運賃料金設定·変更	一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料	一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ国土交通大臣に届 山地を押出したは付きられません。	2025年12月1日	道路運送法第9条の2第1項
H		業 一般乗合旅客自動車運送事 業		金の設定・変更の届出	出書を提出しなければなりません。 - 船体変白動車澤洋事業者は 以下に該当する場合には 関土なが過去日に認可の由語書を提出		
24	旅客自動車運送事業	業 一般貸切旅客自動車運送事 業 一般乗用旅客自動車運送事 業	建丛利	一般旅客自動車運送事業の運送約款の設定・変更の認可	・一般旅客自動車運送事業者は、以下に該当する場合には、国土交通大臣に認可の申請書を提出 しばけにばの支払。 (1) 運送約款を定める場合 (2) 運送約款を変更しまなする場合	2025年9月1日	道路運送法第11条第1項
25	旅客自動車運送事業	· 一般乗合旅客自動車運送事業	事業計画の変更等	一般集合検客自動車運送事業の事業計画 の変更等認可・届出	一般操会旅客自動車運送事業者は、以下に製当する場合は、国土交通大臣に(1)は認可の申請書、(2) (3) (4) (5) (6) (7) は羅出港を提出は対けばなりません。 (1) 事業計画の変更((2) (3) (4) に談当する場合を除む、化之ンする場合 (2) 営業所ごた配置する事業用自動車の数を心他の国土交通省令で定める事項に関する事業 計画の変更をしたする場合(申請出) (3) 営業所のを終その他の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をした場合 (選那ない電機理出) (4) 路線の休止又は規止に係る事業計画の変更をしよっとする場合(その6月前(※)までに事制には、(5) 事業用自動車の乗務員等の休息、仮照又は膨脹のための施設を変更した場合(逐漸な「準機に) (5) 事業用自動車の乗務員等の休息、仮照又は膨脹のための施設を変更した場合(逐漸な「準機用出) (7) 法人の総員者に(は社員又は定款割と(は高州下海に変更があった場合(逐漸な「準機用出) (7) 法人の総員者に(は社員又は定款割と(は高州下海に変更があった場合(逐漸な「準機用出) (7) 法人の総員者に(は社員又は定款割と(は高州下海に変更があった場合(逐漸な「準機用出) (7) 法人の総員を担害していた。(2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	2025年9月1日	(1) 道路運送法節15条第1項 (2) 道路運送法節15条第3項 (3) 道路運送法節15条第4項 (4) 道路運送途節15毫02配項 (5) 道路運送法節行規則第66条第1項第 6号 (6) 道路運送法節行規則第66条第1項第 7号 (7) 道路運送法節行規則第66条第1項第
26	旅客自動車運送事業	一般貸切除客自動車運送事業	事業計画の変更等	一般減切旅客自動車運送事業の事業計画 の変更等認可・届出	一般疑切除客自動車運送車業者は、以下に提出する場合は、国土交通大臣に(1)は認可の申請書、(2) (3) (4) (5) (6) は届出画を提出しなければむすません。 (1) 事業計画の変更 ((2) (3) に対する場合を除ってよってす場合 (2) 営業所ごとなる選手の事業申目動車の数をつめの国土交通各令で定める事項に関する事業計画の変更をしたよう場合で自事組出) (3) 営業所の条件での他の国土支通各令で定める軽減な事項に関する事業計画の変更をした場合 (3) 営業所の条件での他の国土支通各令で定める軽減な事項に関する事業計画の変更をした場合 (4) 事業用自動車の乗務員等の休憩・仮限又は機能のための施設を変更した場合 (2) 事業有当の氏名私しは名称又は住所に変更があった場合(逐漸なく事後届出) (6) 法人の役員若しば社員又は定款者しば市所下海に変更があった場合(逐漸なく事後用出 (代表権を利しな・役員又は社員の変更の場合は、前年7月から日までの期間分を7月31日まで)(7)	2025年12月1日	(1) 道路運送法第15条第1項 (2) 道路運送法第15条第3項 (3) 道路運送法第15条第4項 (4) 道路運送法第15条第4項 6号 (5) 道路運送法勝行規則第66条第1項第 7号 (6) 道路運送法勝行規則第66条第1項第 8号
27	旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事業	事業計画の変更等	一般要用旅客自動車運送事業(法人9ク シー)の事業計画の変更等認可・届出	一般単用除客自動車運送事業者(福祉輸送事業限定、個人タウシーを除く)は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に(1)は窓可の申請者、(2) (3) (4) (5) (6) は届出書を提出しは7は成立性が。 (1) 事業計画の変更((2) (3) (3) (3) は当する場合を除く)をしようを引場合(2) 営業所でたび置づる事業用動車の数での他の国土交通省合で定める事項、関する事業計画の変更もしような可能合(事前届出) (3) 営業所の名称その他の国土交通省令で定める軽減の事項に関する事業計画の変更をした場合(定額な年等組出)。 (4) 事業用自動車の表別等等の休息、仮服又は睡眠の止めの施設を変更した場合((4) 事業用自動車の表別等等の休息、仮服又は睡眠の止めった場合(逐漸な(事後届出) (5) 事業者の氏名私(は各外又は住所に変更があった場合(逐漸な(事後届出)(6) 法人の役員和に保社員の変更の場合は、前年7月から月までの期間分を7月31日まで))	2025年12月1日	(1) 道路建送法幹15条第1項 (2) 道路建送法幹15条第3項 (3) 道路建送法幹15条第4項 (4) 道路建送法除7段期常66条第1項第 6号 (5) 道路建送法除7段期常66条第1項第 7号 (6) 道路建送法施行规則第66条第1項第 8号
28	旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事業	事業計画の変更等	一般乗用旅客自動車運送事業(個人タク シー)の事業計画の変更等認可・届出	一般果用除客自動車運送事業者 (個人タウシー) は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に (1) は窓可の申請書、(2) (3) (4) は届出港を提出しばければのません。 (1) 事業計画の変更 ((2) (3) に終当る場合を除ぐ むよどする場合 (2) 営業所ごに配置する事業用自動車の放その他の国土交通合やで走める事項に関する事業 前面の変更をしよびする場合(申前届出) (3) 営業所の各杯での他の国土交通合やで走める軽微な事項に関する事業計画の変更をした場合 (2) 海本の本の他の国土交通台やで走める軽微な事項に関する事業計画の変更をした場合 (2) (2) (2) (4) 事業者の任本記(は名称又は住所に変更があた場合(資源なく事後届出)	2025年12月1日	(1) 道路運送法第15条第1項 (2) 道路運送法第15条第3項 (3) 道路運送法第15条第4項 (4) 道路運送法施行規則第66条第1項第 7号
29	旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事業	事業計画の変更等	一般果用旅客自動車運送事業 (福祉輸送 事業限定) の事業計画の変更等認可・風出	一般専用除名自動車運送車番(個社輸送車業限定)は、以下に該当する場合は、国土交通 大臣に (1) は認可の申請書、(2) (3) (4) (5) (6) は周出書を提出しなければな りません。 (1) 事業計画の変更 ((2) (3) に該当する場合を除く をしょうとする場合 (2) 営業所ごたに配置する事業用自動車の数での他の国土交通各令で定める事項に関する事業 計画の変更もしようする場合 (事前届出) (3) 営業所の条件での他の国土交通者令で定める軽減な事項に関する事業計画の変更をした場	2025年12月1日	(1) 道路運送法第15条第1項 (2) 道路運送法第15条第3項 (3) 道路運送法第15条第4項 (4) 道路運送法第15個票66条第1項第 6号 (5) 道路運送法辦行規則第66条第1項第 7号 (6) 道路運送法辦行規則第66条第1項第 8号
30	旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業	事業計画の変更	一般乗合旅客自動車運送事業の事業又は 路線の休廃止に係る事業計画変更日の繰り 上げの福出	路線定用運行を行う一般旅客自動車運送事業者は、以下に終当する場合は、国土交通大臣に届 出書を提出しなければなりません。 (1) 路線(路線定用速行に係るものに限る。)の休止又は廃止に係る事業計画の変更の日を繰 り上げる場合(申削出) (2) 事業を休止し、又は廃止しょうとする日を繰り上げる場合(その30日前まで)(※) ※ 路線定用速行を行う一般東合旅名自動車運送事業者を除く	2025年9月1日	(1) 道路運送法第15条の2第5項 (2) 道路運送法第38条第3項
31	旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業	運行計画設定·変更	一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画 の設定・変更の脳出	路線定期連行を行う一般集合旅客自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、国土交通大臣 に届出書を提出しば打になりません。 (1) 連行計画で変更しるとき、「申削届出) (2) 連行計画で変更しるときる場合(申削届出) (3) 直上交通令で定める軽微な事項に関する運行計画の変更をした場合(選帯なく事後届出) (3) 単元・「単元・「単元・「単元・「単元・「単元・「単元・「単元・「単元・「単元・「	2025年12月1日	(1) 遊路應送法第15条の3第1頂 (2) 遊路應送法第15条の3第2項 (3) 遊路應送法第15条の3第3項
32	旅客自動車運送事業	一般東合旅客自動車運送事業	連輸協定の締結・変 更	一般乗合旅客自動車運送事業者の運輸協 定の締結・変更の認可	るものに限る。)関する計画をいう 一般果会旅客自動車運送事業者は、以下に設当する協定を網結し、又はその内容を変更しようとす る場合は、国土交通大臣に認可の申請需き提出しなければなりません。 (1) 輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる路線において地域住民の生活に必要 な旅客箱送を保存するかめ、当路路路とかして事業を経営しているこ以上の一般乗会旅客自動車 運送事業者が行う共同経営に関する協定の網結 (2) 旅客の研修を継ぎする頃の状态者が再刻を投資するため、同一の路線において事業を経営して いる二以上の一般集合旅客自動車運送事業者が行う共同経営に関する協定の網結	2025年9月1日	遊路運送法第19条第1項
33	旅客自動車運送事業	一般貸切旅客自動車運送事業 一般乗用旅客自動車運送事業	車業終而	一般貸切 (乗用) 旅客自動車運送事業に よる乗合旅客運送の許可	一般貸切除客自動車運送事業者及び一般専用除客自動車運送事業者は、一般乗合務客自動車運送事業者が集合旅客運送を行うことが困難であるために、一時的な需要のために地域及び期間を限定して集合旅客の運送を行おとする場合は、国土交通大臣に許可の申請権を提出しなければなりません。	2025年12月1日	道路運送法第21条第2号
34	旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業 一般貸切旅客自動車運送事業 一般乗用旅客自動車運送事業 特定旅客自動車運送事業	安全管理規程設定・	旅客自動車運送事業者の安全管理規程の 設定変更届 (一般旅客、特定旅客)	一般除名目動車運送事業者(※) 及び特定旅客目動車運送事業者は、安全管理規程を定めた 場合フは変更しようとする場合は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ国土交通大臣に居 出書を提出しなければなりません。 ※一般旅客目動車運送事業者については、その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満で あるものを除く	2025年9月1日	一般旅客:道路運送法第22条の2第1項 特定旅客:道路運送法第43条第5項
35	旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業 一般貸切旅客自動車運送事業 一般乗用旅客自動車運送事業 特定旅客自動車運送事業	安全統括管理者選 任·解任	旅客自動車運送事業者の安全統括管理者 の選任又は解任の届出 (一般旅客、特定旅客)	一般旅客自動車運送事業者(※)及び特定旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任し、場合のは解任した場合は、国土交通者令で定めるところにより、遅滞なく、国土交通大臣に届田書を提出しなければなりません。 ※ 一般旅客目動車運送事業者については、その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満であるものを除く	2025年9月1日	一般旅客:道路運送法第22条の2第5項 特定旅客:道路運送法第43条第5項
36	旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業 一般貸切旅客自動車運送事業 一般乗用旅客自動車運送事業	管理の受委託	一般旅客自動車運送事業の管理の受委託 の許可	一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣に許可の申請書を提出しなければなりません。	2025年12月1日	遊路運送法第35条第1項

37	旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動申運送事 業	譲渡線受·合併·分 割·相続	一般無合旅客自動車運送事業の城渡譲受等の認可	一般最合族名自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に認可の申請書を提 出しなければなりません。 (1) 事業の構築及び爆受をしようようる場合 (2) 法人の合併収分分割(※1) もしまうよする場合 (3) 成外高音動車運送事業者が死亡した場合において、相談人(※2) が被相談人の経営 していた一般旅客自動車運送事業者が死亡した場合において、相談人(※2) が被相談人の経営 ※1 一般旅客自動車運送事業者が起た対象とするとき ※1 一般旅客自動車運送事業者と法人と一般旅客自動車運送事業を経営しない法人が合併 する場合において一般旅客自動車運送事業者と法人が予核するとさりは一般旅客自動車運送事業者を経済が必要を引きるといて・の旅客自動車運送事業者を決まが必要する場合においてきの協議により当該一般旅客自動車運送事業者を決まれてきる。 ※2 相談人が二人以上ある場合においてきの協議により当該一般旅客自動車運送事業を承認する。	2025年9月1日	(1) 遊路灌送法第36条第1項 (2) 遊路灌送法第36条第2項 (3) 遊路灌送法第37条第1項
38	旅客自動車運送事業	一般貸切旅客自動車運送事業	譲渡譲受·合併·分 割·相続	一般貸切旅客自動車運送事業の煤润線受等の応可	一般貸切除客自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に認可の申請書を提 出しなけばなりません。 (1) 事業の譲渡及び指受をしようとする場合 (2) 法人の合併及び分割(※1)をしようとする場合 (3) 一般終客自動車運送事業所でした場合において、相談人(※2)が被相続人の経営 していた一般旅客自動車運送事業者引き続き経営しようとするとき ※1 一般旅客自動車運送事業者たる法人と一般旅客自動車運送事業を経営しない法人が合併 する場合において一般旅客自動車運送事業者たる法人が存储すると以は一般旅客自動車運送事業者 業者たる法人が必要する場合においてきの協議により当該一般旅客自動車運送事業を経営といえき除く ※2 相談人がご从以上ある場合においてきの協議により当該一般旅客自動車運送事業者を必要する。	2025年12月1日	(1) 道路運送法第36条第1項 (2) 道路運送法第36条第2項 (3) 道路運送法第37条第1項
39	旅客自動車連送事業	一般乗用旅客自動車運送事業	譲渡譲受·合併·分割·相続	一般単用旅客自動車運送事業 (法人タケ シー) の譲渡譲受等の認可	一般果用旅客自動車運送事業者(福祉輸送事業限定、個人タウンーを除く)は、以下に該当する 場合は、加工交通大陸に認可の申請書を提出しば対はなりません。 (1) 事業の規度が招愛をしたする場合 (2) 法人の合併及び分割(※1)をしよえとす場合 (3) 元餘祭自動車運送事業者がたした場合において、相談人(※2) が被相続人の経営 していた一般旅客自動車運送事業者であまた。 ※1 一般旅客自動車運送事業者であ法人と一般旅客自動車運送事業を経営しない法人が合併 する場合において一般旅客自動車運送事業者にあ法人人子保存されませる。 ※2 相談人と提供していてきる。 ※2 相談人とより、2 は、2 は、2 は、2 は、2 は、2 は、2 は、2 は、2 は、2 は	2025年12月1日	(1) 道路遭送法第36条第1項 (2) 道路遭送法第36条第2項 (3) 道路遭送法第37条第1項
40	旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事業	譲渡譲受·合併·分 割·相続	一般乗用旅客自動車運送事業 (個人タケ シー) の譲渡線受等の認可	一般與用辦客自動車運送事業者(個人タウシー)は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に、 認可の申請書を提出しなければが支柱が、 (1) 事業が原理及び御受せんとする場合 (2) 一般解客自動車運送事業者が死にした場合において、相続人(※)が被相続人の経営していた一般解客自動車運送事業を引き続き経営しようとするとき 根線が各自動車運送事業を引き続き経営しようとするとき 名相終人を扱いたとおその者 各相様人を扱いたされるの者においてその協議により当該一般旅客自動車運送事業を承継すべ 各相様人を必なたされるの者	2025年12月1日	(1) 遊路運送法第36条第1項 (2) 道路運送法第37条第1項
41	旅客自動車連送事業	一般集用旅客自動車運送事業	譲渡譲受·合併·分 割·相統	一般専用旅客自動車運送事業 (福祉輸送 事業限定) の譲渡譲受等の認可	一般與用旅客自動車運送事業者(福祉輸送事業限定)は、以下に該当する場合は、国土交通 大臣に認可の申請書を提出しなければのません。 (1) 事業の施度及好課会しよびお高倫合 (2) 法人の合併及分前(※1) をしまたする場合 (3) 一般旅客自動車運送事業所でした場合において、相談人(※2) が被相続人の経営 していた一般旅客自動車運送事業者である法人と一般旅客自動車運送事業を経営しない法人が合併 する場合にかいて一般旅客自動車運送事業者たる法人と一般旅客自動車運送事業を経営しない法人が合併 考る場合にかいて一般旅客自動車運送事業者たる法人が存储するとマは一般旅客自動車運送事業 業者たる法人が対象です場合においてその協議により当該一般旅客自動車運送事業を検定といえき除く ※2 相談人が二人以上ある場合においてその協議により当該一般旅客自動車運送事業を承認する	2025年12月1日	(1) 選別選送法第36条第1項 (2) 道路運送法第36条第2項 (3) 道路運送法第37条第1項
42	旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業 一般貸切旅客自動車運送事業 一般乗用旅客自動車運送事業	事業の休廃止	一般旅客自動車運送事業の休廃止の届出	一般終名自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、以下の分類に応じ た日付に基づき、国土交通大臣に届出售を提出しなければなりません。 (1) 路線定期場行を行う・他集合除名自動車運送事業者:そのもの月前まで(利用者の利便 を関密しないと認められる国土交通省令で定める場合は、その30日前まで) (2) 路線定期場行を行う・他集合旅客自動車運送事業者以外:その30日前まで	2025年12月1日	(1) 道路運送法第38条第2項 (2) 道路運送法第38条第1項
43	旅客自動車連送事業	一般是合旅名自動申運送事 至 的資切旅名自動申運送事 第 一般乗用旅名自動申運送事 特定旅名自動申運送事 特定旅名自動申運送事業 自來用自動車の有價運送	規則第66条	旅客自動車運送事業等の雇出 (一般旅客、特定旅客、自家用有偶)	旅客自動車運送事業者 (一般旅客 (3) の場合は相様人)、特定旅客)、自事用料預旅客 運送者は、以下に該当する場合は、その旨を当該各号に掲げる行政庁に届出書を提出しなければなりません。 「1) 一般旅客自動車運送事業者が運輸を開始した場合当該事業の許可もした行政庁 (2) 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び寝受又は一般旅客自動車運送事業者たる法人の合 併在しばり割が繋了した場合自該事項の窓可なした行政庁 (3) 一般旅客自動車運送事業が死亡した場合(第二十四条の規定により、申請書を提出した場合を除く) 当該事事の许可をした行政庁 (4) 休止している一般旅客自動車運送事業と対特定旅客自動車運送事業を再開した場合当 診一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の休しの届出を受理した行政庁 (5) 法第十六条第二項、法第二十七条第四項(法第四十二条第五項店ので集用する場合 も合む。)、法第三十条第四項、法第三十二条第四十三条第五項において準用する場合 もむし、対策三十条第四項、法第三十二条、法第七十九条の1第二項又は法第八十四条 第一項に基づら命を実施し、場合と総合を発して対象の1第二項又は法第八十四条 第一項に基づら命を実施し、場合と総合を発して対象の1第二項又は法第八十四条	2025年12月1日	(1) 道路運送法施行規則第66条第1項第 1号 (2) 道路運送法施行規則第66条第1項第 2号 (3) 道路運送法施行規則第66条第1項第 3号 (4) 道路運送法施行規則第66条第1項第 4号 (5) 道路運送法施行規則第66条第1項第 5号
44	旅客自動車運送事業	適正化事業実施機関 (バス関係)	規則第66条	旅客自動車運送事業等の届出(適正化機関)	適正化機関は、以下に該当する場合は、その旨を当該各号に掲げる行政庁に届出書を提出しなければなりません。	2025年12月1日	(1) 道路運送法施行規則第66条第1項第 10号 (2) 道路運送法施行規則第66条第1項第 11号
45	旅客自動車運送事業	一般東合旅客自動車運送事業 一般貸切旅客自動車運送事業 一般費用旅客自動車運送事業	事業報告・実績報告	旅客自動車運送事業の事業報告書の提出 (一般集合、一般貸切、一般集用)	旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後100日以内に、毎事業年度に係る事業報告書を 提出しなければなりません。事業者分類ごとの提出先は以下の通りです。 (1) 一般集合: 国土文連大臣及び管理地方運輸向長に提出 (2) 一般度句: 管轄地方運輸局民に提出 (3) 一般乗用: 管轄地方運輸局民に提出 (※) ※ 道路運送法第八十六条第一項の規定により業務の範囲を限定する条件を付された一般乗用旅 客自動車運送事業者であって、地方運輸局長が定めるものは旅く	2026年4月頃	旅客自動車運送事業等報告規則第2条第1項
46	連行管理者、整備管理 者、事故報告関係	整備管理者関係	整備管理者の選任・ 変更・廃止	整備管理者の選任・変更・廃止の届出(一 般質物、特定質物、貨物軽、一般旅名、特 定旅名、自享用有價旅客事業者、自家用 自動車の使用者)	大型自動車使用者等は、整備管理者を選任または変更したときは、15日以内に、地方運輸局長に 届出書を提出しなければなりません。	2025年9月1日	遊路運送車両法第52条第1項
47	連行管理者、整備管理 者、事故報告関係	連行管理者関係	連行管理者の選任・ 変更、解任、連行管 理者(補助者)の選 任・変更・解任、安 全管理者の選任・変 更・解任	源行管理者·補助者、安全管理者の退任・ 変更·解任の届出(一般貨物、特定貨物、 貨物軽、一般旅客、特定旅客)	自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、選添なく国土交通大臣に届出書を提出しなければなりません。 (1) 一般資物自動車運送事業者が進行管理者を選任または解任したとき (2) 特定資物自動車運送事業者が進行管理者を選任または解任したとき (3) 貨物経自動車運送事業者が運行管理者を選任または解任したとき (4) 一般旅客自動車運送事業者が運行管理者を選任または解任したとき (5) 特定旅客自動車運送事業者が運行管理者を選任または解任したとき (6) 一般証明成客自動車運送事業者が運行管理者を選任または解任したさ を)一般証明成客自動車運送事業者が運行管理者の業務を輸助させる者(補助者)を選任または解任したとき	2025年9月1日	(1) 與物自動車運送事業法前16条第3項 (2) 與物自動車運送事業法第35条第6項 (3) 與物自動車運送事業法第36条の2第2 項 (4) 道路運送法第23条第3項 (5) 道路運送法第23条第3項 (6) 派名自動車運送事業運輸規則第68条 第1項
48	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業	事業報告·実績報告	一般貨物自動車運送事業者の事業報告書 の提出	一般貨物自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後100日以内に、毎事業年度に係る事業報告書を提出しなければなりません。事業者分類之での提出先は以下の適りです。 (1) 国土交通大臣の機関が必要申募者(※) 国土交通大臣に提出 (2) (1) に該当しない事業者:所轄地方運輸局長に提出 ※ 特別積合せ貨物運送(連行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その起点炉絡免までの距離の合計(運行系統が重複する部分に係る距離を除く。) が100キロメートル以上のものに混る。) を行う事業者	2025年12月1日	貨物自動布運送事業報告規則第2条第1項

1	1	II	İ		的心脏内部;主要早度学女工(结束心物)内部;主要出来。		
49	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業 特定貨物自動車運送事業	事業報告・実績報告	資物事業者の事業実績報告書の提出 (一 般資物、特定資物)	一般傾向動車運送事業者及び特定領向自動車運送事業者は、毎年7月10日までに、前年4月 11月593月3日までの開題に係る事業実積報告書を提出しなければむません。事業者分類ごとの 提出先は以下の通りです。 (1) 国土交通大臣への提出が必要な一般貨物自動車運送事業者(※): 国土交通大臣に 提出 (2) (1) に該当しない一般貨物自動車運送事業者:所轄地方運輸局長 (3) 特定貨物自動車運送事業者(2) に該当する場合を除く):所轄地方運輸局長	2025年12月1日	貨物自動車運送事業報告規則第2条第1項
					※ 特別積合せ貨物運送(運行系統が2以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その 起点から終点までの距離の合計(運行系統が重複する部分に係る距離を除く。)が100キロメートル 以上のものに限る。)を行う事業者		
50	貨物自動車運送事業	特定貨物自動車運送事業	経営許可	特定貨物自動車運送事業の許可	特定貨物自動車運送事業を経営しようとする事業者は、国土交通大臣に許可の申請書を提出しな ければなりません。	2025年12月1日	貨物自動車運送事業法第35条第1項
51	貨物自動車運送事業	特定貨物自動車運送事業	事業計画の変更等	特定員物自動車運送事業の事業計画の変 更等認可・福出	特定論自動車進送事業者は、以下に認当する場合は、以下の着に(1)は窓可の申請書、 (2) (3) (4) は届出售を提出しなければなりません。 (1) 事業計画の変更((4) に該当する場合を終り、そしふとする場合: 国土交通大臣に提出 (2) 事業者の氏名、名称又は住所に変更があった場合: 当該事業の許可をした地方連輸局長に 提出(資本なく事を施出) (3) 憲送の需要者の氏名、名称、住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があった場合: 当該事業の許可をした地方連輸局長に選出(原素な「事機出) 会: 当該事業の許可をした地方連輸局長に選出(原素な「事機出) (4) 国土交通省今で定める事業日前事業に対する研究更更もした場合(事前届出)。また、 軽減な事項の事業計画の変更もに場合(優薄なく事後届出):国土交通大臣に提出	2025年12月1日	(1) 貨物自動車運送事業法第35条第6項 (2) 貨物自動車運送事業法施行規則第44 条約1項部5号 (3) 貨物自動車運送事業法施行規則第44 条約1項部号 (4) 貨物自動車運送事業法第35条第6項
52	貨物自動車運送事業	特定貨物自動車運送事業	線遊線受·合併·分 劃·相続	特定貨物自動車運送事業の譲渡·合併·分 割-相続の認可	特定貨物自動申重送事業者は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に認可の申請者を提出し なければのません。 (1) 事業を課題し及び課題けをしようようる場合 (2) 法人の合件及び分割(※1) をしようようる場合 (3) 特定貨物自動申運送事業者が死亡した場合において、相続人 (※2) が被相続人の経営 していた特定貨物自動申運送事業を引き続き経営しようよう場合(統領派への死亡後の日以内 に提出) ※1 特定貨物自動申運送事業者の法人と特定貨物自動申運送事業を経営しない法人が合併 する場合において特定貨物自動車運送事業者を法法人が存実すると考えは特定貨物自動申運送事業者を法法人が分割まする場合において特定貨物自動車運送事業者を法法人が分割まする場合においてその協議により当該特定貨物自動申運送事業を承継すべ を担保人を定めたときは、その者	2025年12月1日	資物自動車運送事業法第35条第6項
53	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業 特定貨物自動車運送事業 貨物軽自動車運送事業	事業許可	タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物 自動車運送事業の許可	一般乗用旅客自動車運送事業者(※)は、事業の用に供する事業用自動車を用いて食料等に係 る貨物自動車運送事業を行っ場合、国土交通大臣に許可の申請書を提出しなければなりません。 ※ パイヤー及び個人タウシー事業者を含み、福祉限定許可事業者を除く	2025年12月1日	速達「タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の許可の取扱い等について」
54	旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事 業	運賃料金設定·変更	一般乗用旅客自動車運送事業の運賃・料 金の設定・変更の認可・届出	松東東路名自動車運送東南は、以下に逐当る場合は、国土交通大臣に(1)は認可の申請書(2)(3)は国出書を提出しなければ切ません。 (1)旅客の適関及び料金((2)に数当する場合を除く(※)を定め又は変更はシナする場合 場合 (2)地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある 営業区域に係る運賃等について協議が到い、当該協議が調つた事項にて、旅客の連貫及び料金を定 のなば変更する場合(申期間出) (3)旅客の申協に及ぼす整備が大都のけいといるして国土交通省令で定める料金(時間指定 比率料金及び車両指定を申制金)を設定・変更する場合(事前届出) ※ 旅客の申結に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金(時間指定記	2025年12月1日	(1) 道路運送法等9条の3第1項 (2) 道路運送法第9条の3第3項 (3) 道路運送法第9条の3第5項
55	旅客自動車運送事業	自家用自動車有償貸渡 (レンタカー) 事業	事業許可	自家用自動車有償貸渡(レンタカー)事業 の許可	車料金及び車画指定配車料金)を除く 自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で減し渡してはならないことと なっていることから、事業者が自家用自動車の貸渡業を行う場合は、国土交通大臣に許可の申請者 を提出しなければのません。ただし、その借受人が当該自家用自動車の使用者である場合は、この限 りではありません。	2025年12月1日	適路運送法第80条第1項
56	旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事業	運賃料金設定·変更	一般乗用自動車運送事業の特定地域・準 特定地域における連貫の設定・変更の届出	第十六条第一項 (※) の規定におり運賃の範囲が公表された特定地域又は準特定地域小、営業 所を有する一般専用所名前自動車進送事業者は、以下に終当する場合は、あらかしめ国土交通大臣 に届社を提出しなければなりません。 (1) 当該運賃の部間の適用版・当該が肯定地域立は準特定地域において行う一般乗用旅名自 動車運送事業に高心系の企業をとむる場合 (2) (1) で定めた運賃を変更しようとする場合 ※ 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関す	2025年12月1日	特定地域及57单特定地域に約13一般單用旅 客自動車運送事業の適正化及55活性化に関す 3特指法第16条04
57	旅客自動車運送事業	自家用自動車有偶段液 (レンタカー)事業	名称等の変更	自家用自動車有償貸渡(レンヴカー)事業 者の名称等変更の脳出	る特別措置法 目票用自動車の資産」(レンタカー)の事業者は、以下に該当する場合は、以下の者に届出書を提出しむければなりません。 (1) 次に掲げる事項を変更した場合:主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長、運輸監理 部長又は陸運事的所紙に提出(復帰な(平後無出)) 7 資産人の氏名又は在時及び任所 (法人の役員) 「資産用金及び資産的数 工資産しの発生 (2) 配置事務所の名称、所在地の変更(※1) をしようとする場合:変更後の事務所の名称又 は所に地を当該事務所の保証を地を管轄する運輸支局長に主たる事務所に係る許可書の写し(※ 2) を添て提出・時期提出) ※1 配置事務所の環接を含む ※2 当該運輸支局長の許可を受けている場合を除く	2025年12月1日	通連「貧潤人を自動車の使用者として行う自家 用自動車の貸潤し (レンタカー) の取扱いについ て」
58	旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業	事業報告・実績報告	一般乗合旅客自動車運送事業の輸送実績 報告書の提出	一般與合係名自動車運送事業者は、毎年5月31日までに、国土交通大臣、管轄地方連輸局長 及び管轄連輸監理部長又は管轄運輸支局長に、輸送実績報告書(※)を提出しなければなりま せん。 ※ 路線定期運行又は路線不定期運行、区域運行によって提出する様式の別があるため、旅客自 動車重送事業等報告規則第2条第1項を参照すること	2026年4月頃	旅客自動車運送事業等報告規則第2条第1項
59	旅客自動車運送事業	一般貸切旅客自動車運送事 業	事業報告・実績報告	一般貸切旅客自動車運送事業の輸送実績 報告書の提出	地で地域では、近日の地域がアンステントでは、空間では、 ・一般食い別条で自動車進送・業者は、毎年5月31日までに、管轄地方運輸局長及び管轄運輸監 理部長又は管轄運輸支局長に、輸送実績報告書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	旅客自動車運送事業等報告規則第2条第1項
60	旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事業	事業報告・実績報告	一般乗用旅客自動車運送事業 (法人タクシー) の輸送実績報告書の提出	一般乗用旅客自動車運送事業者(法人タウシー)は、毎年5月31日までに、管轄地方運輸局長及び管轄運輸監理部長又は管轄運輸支局長に、輸送実績報告書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	旅客自動車運送事業等報告規則第2条第1項
61	旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事業	事業報告・実績報告	一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送 事業限定)の輸送実績報告書の提出	一般更用旅客自動車運送事業者(福祉輸送事業限定)は、毎年5月31日までに、笹鷸地方連 輸局長及び管轄運輸監理部長又は管轄運輸支局長に、輸送実績報告書を提出しなければなりま せん。	2026年4月頃	旅客自動車運送事業等報告規則第2条第1項
62	旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事業	事業報告・実績報告	- 般乗用旅客自動車運送事業(個人タクシー)の輸送実績報告書の提出	一般単用旅客自動車運送事業者(個人タウシー)は、毎年5月31日までに、管轄地方連輪局長 及び管轄運輸監理部長又は管轄運輸支局長に、輸送実補報告書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	旅客自動車運送事業等報告規則第2条第1項
63	旅客自動車運送事業	自家用自動車有償貸渡 (レンタカー) 事業	事業報告・実績報告	自家用自動車有償貸渡(レンタカー)事業 者の貸渡実績報告書の提出	自家用自動車の資流し (レンタカー) の事業者は、前年の4月1日から3月31日までの期間に係る 「資流実績報告書(様式1)」及び3月31日における「事務所別車権別配置車両数一覧表(様 式2)【を毎年5月31日までに、主たる事務所の所在地を管轄する運輸支馬長に提出しなければなりません。	2026年4月頃	通達「貸渡人を自動車の使用者として行う自家 用自動車の貸渡し(レンタカー)の取扱いについ て」
64	連行管理者、整備管理 者、事故報告関係	事故報告関係	事故報告	自動車運送事業者の事故報告書の提出 (一般資物、特定算性、資物軽、特定第二 構資物、一般旅客、特定旅客、自家用有價 振客事業者 整體理署の選任が必要な自 家用自動車の使用者)	まなん。 旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家 用有債務各運送者並近に整備管理者を選任しばけばならない自家用目動車の使用者の使用者の使用者 自動車(※1) に事故があったと。※3からのこ日(※3から30日以内に運動監理意民又は運輸 支局長を採出して、国土交通大臣に報告載を提出しなければなりません。 ※1 自実用有機が落工運送利用しない自家用自動車のうち、軽自動車、小型特殊自動車及び二 締めり型自動軸を除く ※2 救護展務違反の場合は当該違反があった日、国土交通大臣から指示があった場合は当該指 示があった日	2025年12月1日	自動車事故報告規則第3条第1項

65	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	適性診断実施機関	事業認定	連転者向け適性診断実施機関の認定	一般貨物自動車運送事業者等または旅客自動車運送事業者の運転者に対して、適性診断を実施 しま父する者は、国土交通大臣に認定の申請書を提出しなければなりません。	2025年12月1日	貨物自動車運送事業輸送安全規則第12条の 2第1項(貨物) 旅客自動車運送事業運輸規則第41条の2第1 項(旅客)
66	上(関判・抽止(証)映(関)判(判) 係	適性診断実施機関	事業計画の変更	運転者向け海性診断実施機関の変更認定・ 届出	運転者向け適性診断の実施者は、以下に該当する場合、国土交通大臣に(1)の場合は認定の 申請書 (2) の場合はあられびの無出書を提出しぬければなりません。 (1) 適性診断の機能、その他国大型が先方が局子である事項に変更がある場合 (2) 名称・住所・代表者氏名・主たる事業所の名称及び所住地に変更がある場合	2025年12月1日	(1) 貨物自動車或送事業輸送安全規則第 12条05年13 (貨物) (1) 旅客自動車運送事業運輸規則第41条 05第1項 (旅客) (2) 貨物自動車運送事業輸送安全規則第 12条05第4項 (貨物) (2) 旅客自動車運送事業運輸規則第41条 05第4項 (旅客)
67	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	適性診断実施機関	業務の休廃止	運転者向け適性診断実施機関の廃止届出	運転者向け適性診断の実施者は、適性診断に係る業務を廃止しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣に届出書を提出しなければなりません。	2025年12月1日	貨物自動車運送事業輸送安全規則第12条の 6(貨物) 旅客自動車運送事業運輸規則第41条の6 (旅客)
68	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	適性診断実施機関	事業報告·実績報告	運転者向け適性診断実施機関の年間報告 及び会計報告	運転者向け適性診断の実施者は、国土交通大臣に対して、適性診断に係る業務又は経理の状況 を報告しなければなりません。	2025年12月1日	貨物自動車運送事業輸送安全規則第12条の 10 (貨物) 旅客自動車運送事業運輸規則第41条の10 (旅客)
60	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	講習認定機関	事業認定	運行管理者講習実施機関の認定	一般貨物自動車運送事業者等または旅客自動車運送事業者の運行管理者に対して、講習を実施 しようとする者は、国土交通大臣に認定の申請書を提出しなければなりません。	2025年12月1日	貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第 2項(貨物) 旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第2 項(旅客)
70	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	講習認定機関	事業計画の変更	連行管理者講習実施機関の変更認定・届 出	運行管理者講習の実施者は、以下に該当する場合、国土交通大臣に(1)の場合は認定の申請 書、(2)の場合はあらが、少届出書を提出しなければがません。 (1)講習の種類、その他国土交通大臣が告示で定める事項に変更がある場合 (2)名称・任所・代表者氏名・士たる事業所の名称及び所在地に変更がある場合	2025年12月1日	(1) (2) 貨物自動車運送事業輸送安全 規則第23条第2項(貨物) (1) (2) 旅客自動車運送事業運輸規則 第48条の4第2項(旅客)
71	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	講習認定機関	業務の休廃止	運行管理者講習実施機関の廃止届出	連行管理者講習の実施者は、講習に係る業務を廃止しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣に 届出書を提出しなければなりません。	2025年12月1日	貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第 2項(貨物) 旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第2 項(旅客)
72	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	講習認定機関	事業報告・実績報告	連行管理者講習実施機関の年間報告及び 会計報告	運行管理者講習の実施者は、国土交通大臣に対して、適性診断に係る業務又は経理の状況を報告しなければなりません。	2025年12月1日	貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第 2項(貨物) 旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第2 項(旅客)
73	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	適正化事業実施機関(トラック関係)	名称等の変更	貨物自動車運送適正化事業実施機関の名 称等の変更	地方、全国貨物自動車運送適正化事業実施機間は、各称、住所又は事務所の所在地を変更しよ うとする場合、あらかしめ、地方実施機関にあっては地方運輸局長、全国実施機関にあっては国土交 通大臣に届出書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	貨物自動車運送事業法施行規則第44条第1 項第8号
74	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	適正化事業実施機関(トラック関係)	指導員の選任、解任	地方貨物自動車運送適正化事業実施機関 の適正化事業指導員の選任等	地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が、適正化事業指導業務を行わせるために適正化事 業指導員を選任した場合又は転任、退職その他の理由により適正化事業指導員でなくなった場合、 地方運輸局長に届出書を提出しなければなりません(その15日以内に事後届出)。	2026年4月頃	貨物自動車運送事業法施行規則第44条第1 項第9号、第10号
75	流 通正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	適正化事業実施機関(トラック関係)	機関指定	貨物自動車運送適正化事業実施機関の指 定	貨物自動車運送に関する秩序の確立に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、地方、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関の指定を申請しようとする者は、国土交通大臣に指定の申請書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	貨物自動車運送事業法第38条第1項(地 方) 貨物自動車運送事業法第43条(全国)
76	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	適正化事業実施機関(トラック関係)	事業計画等提出	貨物自動車運送適正化事業実施機関の事業計画等の提出	地方、全国貨物自動車運送適正化事業実施機關は、以下に該当する場合、地方実施機関にあっては地方業施同長に、全国実施機関にあっては超力支援大臣に、無出書を提出しなければりません。 (1) 当該事業年度が開始し、事業計画及び収支予層の提出が必要な場合(当該事業年度の開始の15日前までに事前開出(指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後変滞なく事を機能出)) (2) 当該事業年度が終了し、事業報告書及び収支決算書の提出が必要な場合(当該事業年度の終了後次月以の工事を無力)	2026年4月頃	貨物自動車運送事業法施行規則第38条
77 j	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業 特定貨物自動車運送事業	表示番号指定	土砂等連搬大型自動車の表示番号の指定	土砂等の連携の用に供するため大型自動車を使用しよとする者または使用している者は、以下に該 当する場合、国土交通大臣に、(1) (2) は表示器号の指定の申請書、(3) は届出書を提 出しなければかはません。 (1) 土砂等の連携の用に供するため大型自動車を使用しようよう場合 (2) 土砂等の連携の用に供するため申請を行った事項に対して、当該大型自動車の使用の本拠 の位置を他の連続を同事を設定を表とは連載など再長の管轄区域内に変更する場合とは経営する事業の種 類を変更はようまる場合 (3) 土砂等の連携を同じ供するため申請を行った事項に対して、(2) 以外の事項を変更しよう する場合 (事前届出)	2026年4月頃	(1) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法部3条第 118、第2間 (2) 土砂等を運搬する5大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第3条第 3項 (3) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第3条第 3項 3項 (3) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第3条第 3項
78	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業 特定貨物自動車運送事業	業務の休廃止	土砂等連搬大型自動車の使用廃止の届出	表示番号の指定に係る土砂等運搬大型自動車を使用する者は、当該土砂等運搬大型自動車を土 砂等の運搬の用に供しないこととなった場合、その日か630日以内に、国土交通大臣に届出書を提出 しなければなりません。	2026年4月頃	土砂等を連搬する大型自動車による交通事故 の防止等に関する特別措置法第5条
79 1	旅客自動車運送事業	自家用自動車の有償運送	事業許可	自家用有價旅客運送者による過疎地域等に おける少量貨物の有價運送の申請	自家用再偏係客運送者は、貨物や除客の輸送型が限られている過距地域等であって、既存の貨物 自動車運送事業者によっては当認地域外の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難な場 合において、自家用自動車を有償で少量貨物の運送の用に供しようとする場合、所轄運輸交局長に 許可の申請書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	-
80	貨物自動車運送事業	適正化事業実施機関(ト ラック関係)	表彰申請	貨物自動車運送適正化事業実施機関の安 全性優良事業所表彰の申請	安全性優良事業所表彰(運輸支局長表彰または地方運輸局長表彰)を受けようとする者は、安 全性優良事業所表彰候補推薦を取りまとめ、運輸支局長または地方運輸局長に認可の申請書を提 出しなければなりません。	2026年4月頃	_
		特定旅客自動車運送事業	事業許可	特定終客自動車運送事業の許可 特定終客自動車運送事業の事業計画の変 更等認可・編出	特定旅客自動車運送事業を経営はよシする事業者は、国土交通大臣に許可の申請書を提出な 対打ばがませた。 特定旅客自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に(1) は認可の申請 書、(2) (3) (4) (5) (6) (7) (4部出書を提出しなければがりません。 (1) 事業計画の変更((2) (3) 底当する場合を除りるよとさる場合。 (2) 営業所ごとた配置する事業用自動車の数をの他の国土交通省令で定める事項に関する事業 計画の変更をしたする場合(事務間出) (3) 営業所の名称その他の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をした場合 (3) 営業所の名称その他の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をした場合 (3) 営業所の名称その他の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をした場合 (3) 選集所の名称その他の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をした場合 (3) 選集所の名称その他の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をした場合 (3) 選集所の名称を心間上受した場合(選系な「等級届出) (4) 事業者の氏名若しくは名称又は住所で変更があった場合(選派な「等級届出 (5) 事業者の氏名若しくは名称又は任所で変更があった場合(選派な「等級届出 (7) 運送需要者の氏名若しくは名称又は任所で変更があった場合(選派な「等級届出 (7) 運送需要者の氏名若しくは名称又は任所で変更があった場合(選派な「等級届出)	2026年4月頃	道路運送法第43条第1項 (1) 過路運送法第43条第5項 (2) 通路運送法第43条第5項 (3) 通路運送法第43条第5項 (4) 道路運送法施行規附第66条第1項第 (5) 道路運送法施行規附第66条第1項第 7時 (6) 遊路運送法施行規則第66条第1項第 (7) 道路運送法施行規則第66条第1項第 9号
83 1	旅客自動車運送事業	特定旅客自動車運送事業	管理の受委託、事業 の休廃止	特定旅客自動車運送事業の管理の委託又 は休廃止の届出	特定旅客自動車運送事業者は、以下に該当する場合は、その日から30日以内に、国土交通大臣に 届出書を提出しなければなりません。 (1) 事業の管理を委託し、又は事業を休止し、若しくは廃止した場合	2026年4月頃	道路運送法第43条第8項
84 1	旅客自動車運送事業	特定旅客自動車運送事業	譲渡譲受·合併·分 割·相続	特定旅客自動車運送事業の譲渡、事業の 合併・分割、相続の届出	(2) 事業の管理の委託又は事業の休止について臨出をした事項を変更した場合 特定旅客自動車運送事業者は、事業の譲渡し又は合併、分割(※)、相続があった場合、国土交 通大臣に届出書を提出しなければなりません(その承継の日から30日以内に事後届出)。	2026年4月頃	道路運送法第43条第10項
85 1	旅客自動車運送事業	特定旅客自動車運送事業	連賃料金設定·変更	特定旅客自動車運送事業の運賃・料金の設 定・変更の届出	(1) 旅客の運賃及び料金を定めようとする場合	2026年4月頃	道路運送法第43条第6項
86 1	旅客自動車運送事業	自家用自動車の有償連送	事業許可	自家用自動車の有償運送の許可	(2) 旅客の運賃及び料金を変更しようとする場合 公共の福祉の見地から必要やむを得ない場合において、地域又は期間を限定して自家用自動車を有 債で運送の用に供しようとする者は、国土交通大臣に許可の申請書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	道路運送法第78条第3号
07	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	適正化事業実施機関 (バス 関係、タクシー関係)	事業計画等提出	旅客自動車運送適正化事業実施機関の事業計画及び収支予算の提出(一般乗合、 一般乗用、特定旅客運送適正化機関)	旅客自動車運送通正化・舞車実施機関(一般資刊旅客自動車運送通正化機関を除く)は、毎事 業年度、当該事業年度の開始の日の15日前までに(※)、適正化事業に係る事業計画及び収支 予資を地方運搬局長に提出しなければなりません。 ※ 機関の指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後進那なく提出	2026年4月頃	道路運送法施行規則第34条の5第1号
88	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関	適正化事業実施機関 (バス 関係、タクシー関係)	事業報告・実績報告	旅客自動車運送適正化事業実施機関の事 業報告等の提出(一般乗合、一般乗用、特 定旅客運送適正化機関)	旅客自動車運送適正化事業実施機関(一般貸切旅客自動車運送適正化機関を除く)は、毎事	2026年4月頃	道路運送法施行規則第34条の5第2号
89	係 適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	適正化事業実施機関 (バス 関係)	機関指定	旅客自動車運送適正化事業実施機関の指 定の申請(一般旅客、特定旅客運送適正 (化機関)	旅客自動車運送適正化事業実施機関の指定を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人 は、国土交通大臣に指定の申請書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	道路運送法第43条の2第1項(旅客自動車運 送適正化事業実施機関) 道路運送法第43条の9(一般貸切旅客自動 車運送適正化機関)
	徐 適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関	適正化事業実施機関 (バス 関係)	名称等の変更	旅客自動車運送適正化事業実施機関の名 称·住所等の変更の届出 (一般旅客、特定 旅客運送適正化機関)	旅客自動車運送適正化事業実施機関は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとする場合、あらかじめ、国土交通大臣に屈出書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	車車区間は1.(機関) 道路運送法第43条の2第3項
90	係						
91	係 適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係 適正化事業実施機関、	適正化事業実施機関 (バス 関係)	事業規程の設定・変更	一般貸切旅客自動車運送適正化機関の事業規程の設定・変更の認可	一般貸切旅客自動車運送適正化機関は、事業の開始前に、事業規程を定め、国土交通大臣の認可の申請書を提出しなければなりません。 一般貸切旅客自動車運送適正化機関は、毎事業年度、当該事業年度の開始前に(※)、適正	2026年4月頃	道路運送法第43条の13第1項

1	適正化事業実施機関、						
93		適正化事業実施機関 (バス 関係)	事業報告・実績報告	一般貸切旅客自動車運送適正化機関の事 業報告等の提出	一般貸切旅客自動車運送適正任機関は、毎事業年度 (当該事業年度の終了後3カ月以内) に、国土交通大臣に事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を提出しなければなりま せん。	2026年4月頃	道路運送法第43条の14第2項
94	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係		負担金の額、徴収方 法	旅客自動車運送適正化事業実施機関の負担金の額及び徴収方法の認可(一般貸切、 一般乗用(特定指定地域内)旅客自動車 運送適正化事業実施機関)	負担金を徴収しようとする一般貸切、一般乗用(特定指定地域内) 旅客自動車運送適正化事業 実施機関は、負担金の線及び徴収方法について、毎事業年度に、国土交通大臣に認可の申請書を 提出しなければなりません。	2026年4月頃	道路運送法第43条の15第2項(一般貸切旅客自動車運送適正化機関) タクシー業務適正化特別措置法第37条第1項 (適正化事業実施機関)
95	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関係	適正化事業実施機関 (バス 関係、タクシー関係)	負担金の申立	旅客自動車運送適正化事業実施機関によ る負担金等の未納付に係る申立(一般貸 切、一般乗用(特定指定地域内)旅客自 動車運送適正化事業実施機関)	一般貸切、一般乗用(特定指定地域内)旅客自動車運送適正化事業実施機関は、督侵を受け た納付義務者がその指定の期限までにその結復に係る負担金及び規定による延滞金を納付しなかっ た場合、国土交通大臣に報告書を提出することができます。	2026年4月頃	道路運送法第43条の15第8項(一般貸切旅客自動車運送適正化機関) 9クシー業務適正化特別措置法第37条第7項 (適正化事業実施機関)
96	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	適正化事業実施機関(バス関係、タクシー関係)	委員の選任	旅客自動車運送適正化事業諮問委員会の 委員の任命の認可(一般貸切、一般乗用 (特定指定地域内)旅客自動車運送適正 化事業実施機関)	一般貸切、一般乗用(特定指定地域内)旅客自動車運送適正化事業実施機関は、諮問委員会の委員の任命をしよとする場合、地方運輸局長に認可の申請書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	道路運送法第43条の17第3項 (一般貸切旅 客自動車運送適正化機関) タクシー業務適正化特別措置法第39条第3項 (適正化事業実施機関)
97	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	適正化事業実施機関 (バス 関係、タクシー関係)	役員の選任・解任	旅客自動車運送適正化事業実施機関の役 員の選任・解任の認可(一般貸切、一般乗 用(特定指定地域内)旅客自動車運送適 正化事業実施機関)	一般貸切、一般乗用(特定指定地域内)旅客自動車運送適正化事業実施機関は、事業に従事 する役員の選任及び解任を行う場合は、地方運輸局長に認可の申請書を提出しなければなりませ ん。	2026年4月頃	道路運送法第43条の18第1項 (一般貸切旅 客自動車運送適正化機関) タウシー業務適正化特別措置法第39条の2第1 項 (適正化事業実施機関)
	pk			II. 10 TAX/ISDAIX/	自家用有價旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣に登録の申請書を提出しなければなりませ ん。		of the interpretation
98	旅客自動車運送事業	自家用自動車の有償運送	登録申請	自家用有價旅客運送の登録の申請	※ 自案用号領統各選定(係名路線又は運送の区域が、主化て道路運送法施行令第4条第1項 に規定する施定都適府県等の区域内であり、当該指定都適府県等の民・提出する場合にあっては、 ぐらのペライ車助・どなの利用対象外となって、提出がが当該指定都通府県等の場合、申請方 法等の対権については、当該都適所限入214市町村の自治体に関い合わせて公式を	2026年4月頃	遊路運送法第79条の2第1項
					自家用有價旅客運送の登録を受けた者(自家用有價旅客運送者)は、登録の有効期間が南了 し、有効期間の更新を受けようとする場合、国土交通大臣に登録の申請書を提出しなければなりませ		
99	旅客自動車運送事業	自家用自動車の有償運送	更新登録申請	自家用有價旅客運送の有効期間の更新登録の申請	ん。 ※ 自家用有價旅客運送に係る路線又は運送の区域が、主として道路運送法施行令第4条第1項 に規定する施定都過度供等の区域内であり、当該指定都過度保管の長に提出する場合にあっては、 その公嘱予申取して込の利用対象やためます。提出が対き路度を認過が得等の場合、申請方 法等の詳細については、当該都過時限、又は市町村の自治体に関い合わせて代さい。	2026年4月頃	遊路運送法第79条の6第1項
100	旅客自動車運送事業	自家用自動車の有價運送	変更登録申請・届出	自家用有價旅客運送の変更登録の申請·変 更届出	自事用有價旅客運送の登録を受けた者(自事用有價旅客運送者)は、以下に該当する場合、国土交通大臣に(1)は登録の申請書(2)は届出着を提出しばければかません。(1)登録内容の変更((2) 正当する場合を使、とよえずる場合(2)国土交通省令で定める程機な事項(名称及び任所並びに代表者の氏名等)の登録内容の変更をした場合(その変更日から30日以内に事後届出) (当年月有價旅客運送に係る路線又は運送の区域が、主として道路運送法施行令第4条第1項に対定する施定が都施所関等の区域がであり、当然指定部途所関等の長、提出する場合にあっては、	2026年4月頃	(1) 遠路遷送法第79集の7第1頃 (2) 遊路遷送法第79集の7第3頃
					e-Gov電子申請サービスの利用対象外となります。提出先が当該指定都道所県等の場合、申請方法等の詳細については、当該都道府県又は市町村の自治体に問い合わせてください。		
101	旅客自動車運送事業	自家用自動車の有償運送	業務廃止届出	自家用有價旅客運送の業務の廃止の届出	自家用科價旅客運送の登録を受けた者(自家用科價旅客運送者)は、その業務を廃止した場合、国土交通本臣に届出書後提出しなければおりません(その廃止日から30日以内工事総届出)。 ※自家用料價旅客運送に係る路線とは運送の区域が、主として超路運送法施行令命斗条託頃 に発生する保証部の採用等のを域が入り、当然指定部の解析等のをに提出する場合にあっては、	2026年4月頃	道路運送法第79条の11
					e-Gov電子申請サービスの利用対象外となります。提出先が当該指定都道府県等の場合、申請方法等の詳細については、当該都道府県又は市町村の自治体に問い合わせてください。		
102	旅客自動車運送事業	自家用自動車の有償連送	講習の認定	自家用有價旅客運送に係る講習の認定	自東用有價係否選送自動車の運転者に対する講習を実施するための基準 (道路運送法施行規則 第51条の16年4日第1号、第2号) に適合するど認められる者は、以下に該当する場合、国土交通 大臣に認定の申請者を提出しばればのません。 (1) 自東用有價係各選送に係る運転者等に対して講習を行おとする場合 (2) 福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合において、自東用有價係各 運送に係る運転で入びに質謝を行わまする場合。	2026年4月頃	遊路運送法施行規則第51条の16第5項
					※ 自家用有領旅客運送に係る路線又は運送の区域が、主として道路運送法施行令第4条第1項 に規定する指定都避用県等の区域内であり、当該指定都適用県等の長に提出する場合にあっては、 その公園学用野レンとの利用別券がためます。提出先が当場政策を避過中級等の場合、申請方 法等の詳細については、当該都適用県又は市町村の自治体に関い合わせてびざい。		
					自家用有價旅客運送者は、毎年5月31日までに、自家用有價旅客運送に係る路線又は運送の区域が存する区域を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に、輸送実績報告書を提出しなければなりません。		
103	旅客自動車運送事業	自家用自動車の有償運送	事業報告・実績報告	自家用有價旅客運送の輸送実績報告書の提出	※ 自専用有価旅客運送に係る路線又は運送の区域が、主として道路運送法施行令第4条第1項 に規定する指定都適用県等の区域内であり、当該指定都適用県等の長に提出する場合にあっては、 その公嘱予年間ケービスの利用計算が大切すま、提出光が当該監定都適用保等の場合、申請方 法等の詳細については、当該都適所県又は市町村の自治体に削い合わせてください。	2026年4月頃	旅客自動車運送事業等報告規則第2条の2第 1項
104	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	適正化事業実施機関(タクシー関係)	機関指定	一般乗用(特定指定地域内)旅客自動車 運送適正化事業実施機関の指定の申請	特定指定地域小における外シー事業について、適正化事業実施機関の指定を受けて、以下に該当 する機器を行おとする者は、国土交通大臣に指定の申請書を提出しなければなりません。 (1) 今分シーの運転者の道路運送法に通反する運送の引受けの拒絶その他同法又はこの法律に 道反する行為の抗止及び是正を図られめの指導 (2) 分分シー電転者の業務の根拠、の適正化を図るための研修 (3) 今分シー東場その他タウシー事業の利用者から地の共和に扱いの対した。	2026年4月頃	タクシー業務適正化特別措置法第34条第2項
105	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	適正化事業実施機関(タク シー関係)	事業計画変更等の 設定・変更	一般乗用(特定指定地域内)旅客自動車 運送適正化事業実施機関の事業計画、収 支予算等の設定・変更の認可	一般単用 (特定指定地域内) 適正化事業実施機関は、以下に該当する場合、国土交通大臣に 認可の申請書を提出しなければの定比へ。 (1) 毎事業年度開始前に、週正化業務に係る事業計画、収支予算及び資金計画を作成する場合 合(※) (2) 適正化業務に係る事業計画、収支予算及び資金計画を変更はよとする場合	2026年4月頃	タクシー業務適正化特別措置法第36条第1項
106	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関	適正化事業実施機関 (タクシー関係)	事業報告・実績報告	- 般乗用 (特定指定地域内) 旅客自動車 連送適正化事業実施機関の事業報告等の 提出	※ 毎事業年度開始前に、作成し提出しなければなりません 一般専用(特定指定地域や)適正化事業実施機関は、毎事業年度軽過後3か月以内に、国土 交通大臣に事業報告書、賃借別照表、収支添算書及び財産目録を提出しなければなりません。	2026年4月頃	タクシー業務適正化特別措置法第36条第3項
107	係 適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関	適正化事業実施機関 (タク シー関係)	名称等の変更	一般乗用(特定指定地域内)旅客自動車 連送適正化事業実施機関の名称等の変更 の届出	一般乗用(特定指定地域内)適正化事業実施機関は、その名称、住所又は適正化業務を実施 する事務所の所在地を変更しよシする場合、あらかじめ、国土交通大臣に風出書を提出しなければ なりません。	2026年4月頃	タクシー業務適正化特別措置法第35条の2第2 項
108	係 適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	適正化事業実施機関 (タク シー関係)	講習の認定	一般乗用(特定指定地域内)旅客自動車 連送適正化事業実施機関のタクシー連転者 の輸送の安全等の確保に関する講習の認定	タウシーの運転者の業務の取扱いに係る輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する講習の認定 を受けようとする者は、地方運輸局長に認定の申請書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	タクシー業務適正化特別措置法施行規則第3 条の2第2項
109	体 適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関係	登録実施機関	機関登録・更新	タウシー運転者に関する登録実施機関の登録 及び更新の申請	単位地域に係る国土交通大臣の事務(登録事務等)の全部又は一部を行うための登録を受けよう とする者または登録を受けた者は、以下に該当する場合、地方連輸局気に登録の申請書を提出しな ければなりません。 (1) 当該登録を受けよさする場合 (2) 当該登録を受けまたする場合 クラン-運転者に関する登録実施機関は、登録実施機関登録簿に記載する以下の事項を変更しよう	2026年4月頃	(1) タクシー業務適正化特別措置法第19条 第1項 (2) タクシー業務適正化特別措置法第20条 第2項
110	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	登録実施機関	登録事項の変更	タクシー連転者に関する登録実施機関の登録 事項の変更の届出	とする場合、変更止えとする日の2週間前までに、国土交通大臣に顕出書を提出しなければなりません。 (1) 智線実施機関の氏名又は名称及び任所能がに送え、等にあっては、その代表者等(法人の代表者とびは強体の代表者者に《社管理人とい。以下同じ、)の氏名 (2) 登線実施機関が登録事務等を行う事務所の所任等 (3) 登線実施機関が登録事務等を行う事務所の名称 (4) 事務所ごの設録事務等を行う理例 (5) 登録事務等の開始の予定日	2026年4月頃	タクシー業務適正化特別措置法第22条
111	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	登録実施機関	登録事務等規程の 設定・変更	タクシー連転者に関する登録実施機関の登録 事務等規程の設定・変更の認可	タウシー連転者に関する登録実施機関は、以下に該当する場合は、国土交通大臣に認可の申請書 を提出しばればなりません。 (1) 登録事務等の実施に関する規程を定めよとする場合 (※) (2) 登録事務等の実施に関する規程を変更しようとする場合 ※ 登録事務等の開始前に当該規程を定めることが必要	2026年4月頃	タクシー業務適正化特別措置法第23条第1項
Ц			1	l .	and the second s		

l			I				
112	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	登録実施機関	財務諸表等の提出	タクシー連転者に関する登録実施機関の財務 諸表等の提出	995 護転転に関する登録家連機関は、毎事業年度起過後3カ月以内に、その事業年度の材務 諸表等(財産目錄、負債対照表及5別結計資書又は収支計資書並びに事業報告書)(※1) を、国土交通大臣に提出しなければかません(※2)。 ※1 その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む ※2 当版材務基条等は、提出の他、5年間事務所に備えて置かなければかません	2026年4月頃	タウシー業務適正化特別措置法第26条第1項
113	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関	登録実施機関	事業の休廃止	タクシー運転者に関する登録実施機関の登録 事務等の休廃止の許可	タウシー連転者に関する登録実施機関は、登録事務等の全部又は一部を休止し、又は廃止しようと する場合、国土交通大臣に許可の申請書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	タクシー業務適正化特別措置法第27条
114	旅客自動車運送事業	特定協議会 (タクシー)	地域計画の設定・変更	タクシー特措法に基づく特定・準特定地域における特定地域計画の設定・変更の終可	特定地域において組織された協議会は、以下に該当する場合、国土交通大臣に認可の申請書を提出しな打ればり定せん。 (1) 当該特定地域における一般乗用旅名自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するための計画を作成したとする場合 (2) 当該特定地域における一般乗用旅名自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するための計画を実更したような場合。	2026年4月頃	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特措法第8条の2
115	旅客自動車運送事業	特定協議会(タクシー)	事業者計画等の設 定·変更	タクシー特措法に基づ、特定・準特定地域における事業者計画の設定・変更の認可	特定地域計画の設定又は変更に係る認可を受けた合意事業者は、正当な理由所ある場合を除き、 当該特定地域計画等の公表後6カ月以内に、単独で又は共同して、各合意事業者が削減する一般 果用旅名目動車運送事業の供給輸送力、その削減の方法等についてあた計画を作成し、国土交 通大圧に認可の申請者を提出しなければなりません。ま、最終でに係る計画を変更しょうとする場 合、国土交通大臣に認可の申請書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅 客自動車運送事業の適正化及び活性化に関す る特措法第8条の7
116	旅客自動車運送事業	特定協議会(タクシー)	計画の作成・変更	タクシー特掛法に基づく特定・準特定地域にお はる準特定地域計画の設定・変更の届出	準特定地域において相議された協議会は、以下に終当する場合、進帯な、準特定地域計画を公表 すい、国工交通大臣に届出書を提出し続ければなりません。 (1) 基本方計に直入き、結該等特定地域における一般専用終客自動車運送事業の活性化を推 進するためが計画を作成した場合 (2) 基本方計に互先、結該等特定地域における一般専用終客自動車運送事業の活性化を推 進するための計画を変更した場合	2026年4月頃	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅 客自動車運送事業の適正化及び活性化に関す る特措法第9条
117	旅客自動車運送事業	特定協議会 (タクシー)	事業計画の設定・変更	タクシー特措法に基づく特定・準特定地域における活性化事業計画の設定・変更の認定	準特定地域計画において活性化事業に関する事項を定め合意した協議会の構成員であって、活性 化事業の実施主体とされた一般専用旅客目動車電送事業者は、単年と又は共同して、活性化等 業の実施計画を収取、団工交通と打に変む申申請書を提出することができまっま、当該政党に 係る計画を変更しようとする場合、国土交通大臣に認定の申請書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特措法第11条
118	旅客自動車運送事業	特定協議会 (タクシー)	意見書の提出	タクシー特措法に基づく特定・準特定地域における運賃の範囲の指定に係る意見書の提出	据定された特定地域又は準特定地域において組織された協議会は、当該特定地域又は準特定地域における一般専用係を自動事選送事業に係る係客の運賃 (国土交通省令で定める運賃を除く) の範囲に関する意見を提出する音の遊却を受けた場合、渡那なく、国土交通大臣に意見書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則
119	旅客自動車運送事業	特定協議会 (タクシー)	安全確保命令等の 実施	タクシー特掛法に基づく特定・準特定地域における輸送の安全確保命令等を実施した旨の 届出	一般乗用旅客自動車運送事業者は、特定地域及び挙特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性に関する特別措置法第八条の九第三項、法第八条の十一又は法第 十七条の二の規定に基づ命令を実施した場合、逐滞なく、国土交通大臣又は地方運輸局長に届 出書を提出しなければがません。	2026年4月頃	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則
120	旅客自動車運送事業	特定旅客自動車運送事業	事業報告·実績報告	特定旅客自動車運送事業の輸送実績報告 書の提出	特定旅客自動車運送事業者は、毎年5月31日までに、管轄地方運輸局長及び管轄運輸監理部 長又は管轄運輸支局長に、輸送実績報告書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	旅客自動車運送事業等報告規則第2条第1項
121	運行管理者、整備管理 者、事故報告関係	達行管理者関係	資格者証の交付・再 交付	運行管理者與格者証の次付·再交付(一 稅與物、特定與物、一般旅客、特定旅客)	運行管理者資格各証(資格者証)の交付又は再交付を受けよとする者は、以下のとおり、申請書を提出し切ければかません。 (1) 資物自動事運送事業に係る資格者証の交付を受けよとする場合(国土交通大臣に提出)(条行管理者就統と合格した者は、合格の日からお月以内に提出) (2) 資物自動事運送事業に係る資格者証の交付を受けており、資格者証の規失、紛失等のために再交付の申請をしよとする場合(地方運輸局表に提出) (3) 孫名自動事運送事業に係る資格者証の交付を受けるとする場合(国土交通大臣に提出)(漢行管理者試験に合格した者は、合格の日からお月以内に提出) (4) 旅名自動事運送事業に係る資格証の交付を受けるが、資格者証の損失、紛失等のために再交付の申請をしよとする場合(地方運輸局長に提出)	2026年4月頃	(1) 與物自動車運送事業法第17条第1頁 (2) 與物自動車運送事業輸送安全規則第 第27条 (3) 趙懿遷送法第23条の2第1頁 (4) 旅客自動車運送事業運輸規則第48条 の8
122	運行管理者、整備管理 者、事故報告関係	連行管理者関係	資格者証の訂正	運行管理者與格者証の訂正(一般與物、 特定與物、一般旅客、特定旅客)	氏名の変更により悪行管理者資格者証(與格者証)の訂正を受けようとする者は、以下のとおり、申請書を提出しなければなりません。 (1) 資物自動・重送事業に係る資格者証の交付を受けており、氏名に変更を生した場合(地方運輸局長に提出) (2) 旅客自動車運送事業に係る資格者証の交付を受けており、氏名に変更を生した場合(地方運輸局長に提出)	2026年4月頃	(1) 資物自動車運送事業輸送安全規則第 26条第1項 (2) 旅客自動車運送事業運輸規則第48条 07第1項
123	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関	指定試験機関	機関指定	連行管理者試験に関する指定試験機関の指 定の申請	運行管理者試験に関する指定試験機関の指定を申請しようとする者は、国土交通大臣に指定の申請書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	貨物自動車運送事業輸送安全規則第35条第 1項 (貨物) 旅客自動車運送事業運輸規則第54条第1項 (旅客)
	係 適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関	指定試験機関	名称等の変更	連行管理者試験に関する指定試験機関の名 称等の変更の届出	運行管理者試験に関する指定試験機関は、その名称若いくは住所又は試験事務を行う事務所の所 在地を変更しようとする場合、あらかじめ、国土交通大臣に届出書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	(旅台) 資物自動車運送事業輸送安全規則第36条 (資物) 旅客自動車運送事業運輸規則第55条(旅 家)
125	係	指定試験機関	役員の選任・解任	連行管理者試験に関する指定試験機関の役員の選任及び解任の認可の申請	連行管理者試験に関する指定試験機関は、試験事務に従事する役員の選任及び解任の認可を受けまえずる場合、国土交通大臣に認可の申請書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	資物自動車運送事業輸送安全規則第38条第 1項(貨物) 旅客自動車運送事業運輸規則第57条第1項 (旅客)
126	係	指定試験機関	試験員の選任・解任	連行管理者試験に関する指定試験機関の試験員の選任及び解任の届出	運行管理者試験に関する指定試験機関は、試験員を選任又は解任した場合、遅滞なく、国土交通 大臣に開出書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	貨物自動車運送事業輸送安全規則第39条第 1項(貨物) 旅客自動車運送事業運輸規則第58条第1項 (旅客)
127	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関係 適正化事業実施機関、	指定試験機関	試験事務規程の認 可・変更	連行管理者試験に関する指定試験機関の試験事務規程の設定・変更の認可	運行管理者試験に関する指定試験機関は、試験事務規程の認可を受けようとする場合、試験事務 規程を添付して、国土交通大臣に認可の申請書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	貨物自動車運送事業輸送安全規則第40条第 2項、第3項(貨物) 旅客自動車運送事業運輸規則第59条第2項/ 第3項(旅客) 貨物自動車運送事業輸送安全規則第41条
128	警驾宇旃播图 禁驱物	指定試験機関	事業計画の設定・変更	連行管理者試験に関する指定試験機関の事業計画の設定・変更の認可	連行管理者試験に関する指定試験機関は、事業計画の変更の認可を受けよとする場合、事業計画等認可申請書に当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添付して、国土交通大臣に認可申請書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	同物目劃單準这爭樂輸送安主規則第41条 (貨物) (該物) (該等自動車運送事業運輸規則第60条(旅 客) 資物自動車運送事業輸送安全規則第43条
129	登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	指定試験機関	事業の休廃止	連行管理者試験に関する指定試験機関の試 験事務の休廃止の許可の申請	とする場合、国土交通大臣に許可の申請書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	(貨物) 旅客自動車運送事業運輸規則第62条(旅 客)
130	た傾倒・抽止紅映傾剝剝 係	指定試験機関	事業計画の変更等	連行管理者試験に関する指定試験機関の変 更の報告	(1) 試験事務に従事しない役員に変更があった場合 (2) 試験員が、解任以外の理由により、当該事務所の試験員でなくなった場合	2026年4月頃	貨物自動車運送事業輸送安全規則第46条 (貨物) 旅客自動車運送事業運輸規則第65条(旅 客)
131	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	指定試験機関	試験結果報告	連行管理者試験に関する指定試験機関の試験の実施結果の報告	※ 活行管理者試験に関する指定試験機関は、試験を実施した場合、遅滞なく、国土交通大臣に試験 実施結果報告書(※)を提出しなければなりません。※ 試験年月日、試験地、受験者数、合格者数、合格年月日の記載が必要	2026年4月頃	貨物自動車運送事業輸送安全規則第47条第 1項(貨物) 旅客自動車運送事業運輸規則第66条第1項 (旅客)
132	貨物自動車運送事業	一般貨物自動車運送事業	運送利用管理規程 設定·変更	一般貨物自動車運送事業の運送利用管理 規程の設定・変更の届出	貨物自動車利用運送を行う一般貨物自動車運送事業者(前年度に行った貨物自動車利用運送 に係る貨物取扱圏の合計量が百万トン以上の者に限る)は、運送利用管理規程を設定し、又は変 更した場合は、運源なく、国土交通大臣に馬出書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	貨物自動車運送事業法第24項の2第1項
133	貨物自動車運送事業	貨物自動車運送事業	運送利用管理者選 任·解任	一般貨物自動車運送事業の運送利用管理 者の遂任・解任の届出	貨物自動車利用運送を行う一般貨物自動車運送事業者(前年度に行った貨物自動車利用運送 に係る貨物取扱場の合計量が百万トン以上の者に限る)は、運送利用管理者を選任(※)、又は 解氏した場合は、選率ない、国土交通大臣に届出書を提出しなければなりません。 ※運送利用管理規程の設定届出後、選やかに、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位 にある者のうちから1名選任をすることが必要	2026年4月頃	貨物自動車運送事業法第24項の3第3項

134	旅客自動車運送事業	一般要合旅客自動車運送事業 一般貸切旅客自動車運送事 一般棄用旅客自動車運送事 工	数生津の提出	一般旅客自動車運送事業の移動等円滑化 取組計画書、移動等円滑化取組報告書、 移動円滑化実績等報告書の提出	公共交通事業者等 (※1) は、以下の報告書を地方運輸局長に提出しなければなりません。 (1) 移動等円滑化取組計画書 (毎年6月30日までに提出) (2) 移動等円滑化取組計画書 (日年6月30日まで成出) (3) 移動等円滑化取組等器(毎年6月30日まで成出) (3) 移動等円滑化乗換等報告書 (毎年6月30日まで成出) (3) 移動等円滑化乗換等報告書 (毎年6月30日まで成出) (4) 事業者種別(「テンロルデルー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2026年4月頃	公共交通事業者等(※1)は、以下の報告書を地方運動局長に提出しなければなりません。 (1)移動等円滑化取租前職(毎年6月30日までに提出) (2)移動等円滑化取租前職(6年6月30日までに提出) (3)移動等円滑化支稿時報(6年6月30日までに提出) ※1 事業者種別(行ってしる事業)が高齢者(病等者は一年6月30日までに提出(※2)) ※1 事業者を開(行ってしる事業)が高齢者(病等者を必要が多の円滑化の事業)が高齢者(別等などの事業)が高齢者(別等などの事業)が高齢者(別等などの事業)がよれるが、1282年間、1261日動車を一子が別ないるが、1282年間、1751日間、1282年間、1751日間、1882年間、1751日によい場合は、1882年間、1751日によい場合は、1882年間、1751日によい場合は、1882年間、1751日によいる場合、1882年間、1751日によいる場合、1882年間、1751日によいる場合、1882年間、1751日によいる場合、1882年間、1751日によいる場合、1882年間、1751日によいる場合、1882年間、1751日によいる場合、1882年に関いる合としません。 (2) (1) (2) を両方提出している場合は対しまりません。 (2) (2) (1) (2) を両方提出している合としましまります。 1882年間、1751日によいる場合は、1882年間、1751日によいる場合は、1882年間、18
135	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係		講習修了者一覧の 報告	連行管理者講習実施機関の講習修了者一 覧の報告	運行管理者講習の実施者は、前年度の講習の実施の状況に関して、毎年5月31日までに各運輸局 に報告書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	-
136	適正化事業実施機関、 登録実施機関、講習認 定機関・指定試験機関関 係	講習認定機関	講習修了者一覧の 報告	登録貨物軽自動車安全管理者講習実施機 関等の講習の受講者に関する情報の報告	貨物軽自動車安全管理者講習又は定期講習の実施者は、前年度の講習の実施の状況に関して、 定期的(毎月1回目途)に、国土交通大臣に報告書を提出しなければなりません。	2026年4月頃	-
137	連行管理者、整備管理 者、事故報告関係	一般貨物自動車運送事業 特定貨物自動車運送事業 一般與会旅客自動車運送事 一般貸切旅客自動車運送事 一般採用旅客自動車運送事 業 特定旅客自動車運送事業	点呼の開始・変更・終了	自動車運送事業者の各種点呼(IT·遠隔- 自動品等等)の実施・変更、後了の届出報 各一、経貨物、大理物、調物軽、物定第 二種貨物、一般旅客、特定旅客)	自動車運送事業者は、以下に終当する場合は、国土交通大臣に報告書を提出しなければなりません。 (1) 一般貨物、特定貨物、特定資物、時度等、理解等、 (1) 一般貨物、特定貨物、特定資金、 (1) 一般貨物、特定貨物、特定資金、 (1) 一般貨物、特定貨物、特定第一種貨物自動車運送事業者が各種点呼(IT・適開・業務後自動点呼等)の内容を受更した場合(等時提出) (3) 一般貨物、特定貨物、特定第二種貨物自動車運送事業者が各種点呼(IT・適開・業務後自動点呼等)を開助に対策。(4) 一般旅客、特定旅名自動車運送事業者が各種点呼(IT・適開・業務後自動点呼等)を開助に大場合(開始的10日前款で上等開設出) (5) 一般旅客、特定旅名自動車運送事業者が各種点呼(IT・適開・業務後自動点呼等)の内容を更した場合(等時提出) (6) 一般旅客、特定旅名自動車運送事業者が各種点呼(IT・適開・業務後自動点呼等)を解え、特定旅名自動車運送事業者が各種点呼(IT・適開・業務後自動点呼等)を終了、大陸衛名、等度は旅名自動車運送事業者が各種点呼(IT・適用・業務後自動点呼等)を終了した場合(逐漸なく等後提出)	2026年4月頃	-